

平成 25 年 2 月

第 22 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 報告 >

報告第 1 号 専決処分について（平成 24 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号））

< 条例 >

議案第 30 号 尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議案第 31 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例について

議案第 32 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 33 号 尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

議案第 34 号 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 38 号 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例について

議案第 41 号 尼崎市暴力団排除条例について

議案第 42 号 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の

一部を改正する条例について

- 議案第 4 3 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 4 6 号 尼崎市立身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 8 号 尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 0 号 尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 3 号 尼崎市子ども・子育て審議会条例について
- 議案第 5 4 号 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 6 号 尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 7 号 尼崎市立富松住宅管理基金条例について
- 議案第 5 8 号 尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 5 9 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 0 号 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 1 号 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 2 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- < その他 >
- 議案第 6 7 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 6 8 号 工事請負契約について（立花北小学校管理棟等耐震補強工事）
- 議案第 6 9 号 訴えの提起について（災害援護資金貸付金返還請求事件）
- 議案第 7 0 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第 7 1 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
- 議案第 7 2 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 7 3 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 7 4 号 あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について

報 告

報告第1号

専決処分について

平成24年度尼崎市一般会計補正予算について、平成24年12月21日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成25年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成24年度尼崎市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度尼崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,338千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,712,669千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		11,539,307	37,338	11,576,645
	05 地方交付税	11,539,307	37,338	11,576,645
歳入合計		193,675,331	37,338	193,712,669

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,381,803	37,338	11,419,141
	05 総務管理費	7,882,889	37,338	7,920,227
歳出合計		193,675,331	37,338	193,712,669

(説明)

弁護士費用請求訴訟の判決が確定したことにより、原告に対し、判決確定額を支払うため、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 一般會計

予算説明書

(補正5号)

報 1-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 歳入歳出予算事項別明細書

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	11,539,307	37,338	11,576,645			
05 項 地方交付税	11,539,307	37,338	11,576,645			
05 目 地方交付税	11,539,307	37,338	11,576,645	地方交付税	37,338	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 37,338

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	11,381,803	37,338	11,419,141	特定財源 0 一般財源 37,338			
05 項 総務管理費	7,882,889	37,338	7,920,227	特定財源 0 一般財源 37,338			
05 目 一般管理費	6,458,200	37,338	6,495,538	一般財源 37,338	22 補償、補填 及び賠償金	37,338	○ 弁護士費用支出金 (経済環境局) 弁護士費用請求訴訟の判決確定に伴う補正

条 例

議案第 30 号

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例
尼崎市公共施設整備基金条例（昭和 53 年尼崎市条例第 19 号）の一
部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 24 年度」を「平成 28 年度」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

公共施設整備基金の処分の特例期間を延長するため、条例改正が必
要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例
について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例

(尼崎市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正)

第 1 条 次の各号に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害
者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 尼崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和 4 1 年尼崎市条例第 3
1 号)第 9 条の 2 第 1 項第 2 号
- (2) 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例(昭和 4 2 年尼崎市条例第 5 1 号)第 1 0 条の 2 第 2 号
- (3) 尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関す
る条例(平成 1 4 年尼崎市条例第 2 1 号)第 4 条第 1 号

(尼崎市消防団員等公務災害補償条例及び尼崎市議会議員その他非常勤
の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1
項」に改める。

- (1) 尼崎市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号
- (2) 尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例第 1 0 条の 2 第 2 号

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規
定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 2 4 年尼崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「 1 , 9 7 0 人」を「 1 , 9 5 5 人」に、「 1 3 4 人」を「 1 3 6 人」に改め、同項第 6 号中「 1 3 人」を「 1 2 人」に改め、同項第 1 0 号中「 3 0 2 人」を「 2 9 5 人」に改め、同項第 1 1 号中「 2 6 2 人」を「 2 5 7 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

事務事業の執行体制の効率化等により、職員定数の削減を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

(参 考)

職員定数新旧対照表

区 分	改 正	現 行	増 減
市長の事務部局の職員 [うち、福祉事務所の職員]	1 , 9 5 5 人 [1 3 6 人]	1 , 9 7 0 人 [1 3 4 人]	1 5 人 [2 人]
監査委員の事務部局の職員	1 2 人	1 3 人	1 人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員	2 9 5 人	3 0 2 人	7 人
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員	2 5 7 人	2 6 2 人	5 人

議案第 33 号

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退職手当支給条例 (昭和 24 年尼崎市条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 中「第 4 条第 1 項の」の前に「第 3 条第 1 項又は」を加え、「から 6 月前」を「以後の最初の 3 月 31 日の 1 年前」に、「25 年」を「20 年」に、「10 年」を「15 年」に改め、同条の表中「第 4 条第 1 項」の前に「第 3 条第 1 項及び」を加え、「100 分の 2」を「100 分の 3 を超えない範囲内で市長が別に定める割合」に改める。

第 5 条の 3 の表中「100 分の 2」を「100 分の 3 を超えない範囲内で市長が別に定める割合」に改める。

附則第 3 項中「20 年以上」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 5 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 3 項」とする。

附則第 4 項中「36 年」の次に「以上 42 年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「同項又は第 4 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改め、附則第 6 項中「附則第 5

項」を「前項」に改める。

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例 (昭和 3 5 年尼崎市条例第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「第 5 条第 1 項の」の前に「第 4 条第 1 項又は」を加え、「から 6 月前」を「以後の最初の 3 月 3 1 日の 1 年前」に、「2 5 年」を「2 0 年」に、「5 0 歳」を「退職の日において定められているその者に係る定年から 1 5 年を減じた年齢」に改め、同条の表中「第 5 条第 1 項」の前に「第 4 条第 1 項及び」を加え、「1 0 0 分の 2」を「1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合」に改める。

第 6 条の 3 の表中「1 0 0 分の 2」を「1 0 0 分の 3 を超えない範囲内で教育委員会が市長と協議して別に定める割合」に改める。

付則第 6 項中「2 0 年以上」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。) 」を削り、「1 0 0 分の 1 0 4」を「1 0 0 分の 8 7」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 6 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第 6 項」とする。

付則第 7 項中「3 6 年」の次に「以上 4 2 年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。) 」を削り、「その者の勤続期間を 3 5 年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改める。

(尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 6 年尼崎市条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

付則第 3 項及び第 5 項中「4 4 年」を「4 2 年」に改める。

第4条 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年尼崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「退職手当の額が、改正後の職員退職手当条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の職員退職手当条例第4条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の職員退職手当条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、尼崎市職員退職手当支給条例」に改め、「付則第19項の規定による改正後の」及び「（付則第9項において「改正後の平成16年改正条例」という。）」を削り、付則第9項中「退職手当の額が、改正後の教育職員退職手当条例」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が改正前の教育職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として改正前の教育職員退職手当条例付則第6項の規定の例により計算して得られる額）に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、尼崎市教育職員の退職手当に関する条例」に、「改正後の平成16年改正条例」を「平成16年改正条例」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例(以下この項において「改正後の職員退職手当条例」という。)附則第3項(改正後の職員退職手当条例附則第5項及び第3条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(以下「改正後の平成16年改正条例」という。)付則第3項においてその例によることとされている場合を含む。)及び改正後の職員退職手当条例附則第4項の規定の適用については、改正後の職員退職手当条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例(以下この項において「改正後の教育職員退職手当条例」という。)付則第6項(改正後の教育職員退職手当条例付則第8項及び改正後の平成16年改正条例付則第5項においてその例によることとされている場合を含む。)及び改正後の教育職員退職手当条例付則第7項の規定の適用については、改正後の教育職員退職手当条例付則第6項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第2項及び第9項の規定の適用については、これらの規定中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

の間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

(説 明)

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 4 号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 1 年尼崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 4 5」を「1 0 0 分の 1 4 0」に、
「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 5 5」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

議員の期末手当の支給月数を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 5 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年尼崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 3 項中「1 0 0 分の 8 5」を「1 0 0 分の 8 0」に改め、同条第 7 項第 2 号中「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 3 2 . 5」に改める。

第 2 2 条の 2 に次の 1 号を加える。

(8) 本市の施設等の一部で職員の通勤の用に供する自動車を駐車させるものの使用料

付則第 5 5 項を付則第 5 7 項とし、付則第 4 2 項から付則第 5 4 項までを 2 項ずつ繰り下げ、付則第 4 1 項中「付則第 3 6 項」を「付則第 3 8 項」に改め、同項を付則第 4 3 項とし、付則第 4 0 項中「付則第 3 8 項」を「付則第 4 0 項」に、「付則第 3 6 項」を「付則第 3 8 項」に改め、同項を付則第 4 2 項とし、付則第 3 9 項を付則第 4 1 項とし、付則第 3 8 項中「付則第 3 6 項」を「付則第 3 8 項」に、「付則第 4 0 項」を「付則第 4 2 項」に、「付則第 4 1 項」を「付則第 4 3 項」に改め、同項を付則第 4 0 項とし、付則第 3 5 項から付則第 3 7 項までを 2 項ずつ繰り下げ、付則第 3 4 項の次に次の 2 項を加える。

3 5 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額は、第 4 条、第 6 条から第 9 条まで又は付則第 3 3 項の規定を適用して決定された給料月額（平成 1 9 年改正条例付則第 6 項から付則第 8 項までの規定により給料として支給される額を含む。次項にお

いて「給料月額」という。)に100分の97(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下この項において「行政職員等」という。))でその属する職務の級が1級又は2級であるものにあつては100分の98、行政職員等でその属する職務の級が6級又は7級であるものにあつては100分の96、行政職員等でその属する職務の級が8級であるものにあつては100分の95)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第18条第2項並びに第21条第5項、第6項及び第8項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の3まで及び第5条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

36 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その属する職務の級が1級である職員を除く。)に支給される給料の月額は、給料月額に100分の97(高校教諭等でその属する職務の級が1級であるものにあつては100分の98、高校教諭等(再任用職員を除く。))でその属する職務の級が3級又は4級であるものにあつては100分の96)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第5項、第6項及び第8項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

職員の給与削減等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 36 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 145」を「100 分の 140」に、「100 分の 165」を「100 分の 155」に改める。

付則第 16 項を付則第 17 項とし、付則第 15 項を付則第 16 項とし、付則第 14 項の次に次の 1 項を加える。

15 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1,177,000 円」とあるのは「1,177,000 円に 100 分の 90 を乗じて得た金額」と、「942,000 円」とあるのは「942,000 円に 100 分の 90 を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第 4 条第 1 項及び同条例付則第 5 項において準用する同条例付則第 3 項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の 1 項を加える。

18 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第 3 条第 2 項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第 15 項の規定の適用については、同項中「1,177,000 円に 100 分の 90」とあるのは「1,177,000 円に 100 分の 75」と、「942,000 円に 100 分の 90」とあるのは「942,000 円に 100 分の 80」とする。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

市長及び副市長の給与削減措置及び期末手当の支給月数等を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

市長及び副市長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

市長及び副市長の退職手当に関する条例（昭和 54 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100 分の 60」を「100 分の 40」に、「100 分の 35」を「100 分の 27」に改め、同条第 2 項中「の計算」を削り、「とする。）による」を「）とする」に改める。

付則に次の 1 項を加える。

5 前 2 項の規定は、平成 22 年 12 月 12 日から市長の職にある者が平成 26 年 12 月 11 日までに退職した場合におけるその者に対する退職手当の額について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

市長及び副市長の退職手当の支給率を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例及び尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例 (昭和 27 年尼崎市条例第 44 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「定める」を「規定する」に、「100 分の 24」を「100 分の 21」に改める。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「805,000 円」とあるのは、「805,000 円に 100 分の 95 を乗じて得た金額」とする。ただし、第 4 条第 2 項の規定を適用する場合は、この限りでない。

附則に次の 1 項を加える。

8 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、教育長に支給する期末手当の額の算定に係る附則第 5 項の規定の適用については、同項中「100 分の 95」とあるのは、「100 分

の 90」とする。

(尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (昭和 42 年尼崎市条例第 36 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「定める」を「規定する」に、「100 分の 20」を「100 分の 18」に改める。

付則第 5 項を付則第 6 項とし、付則第 4 項を付則第 5 項とし、付則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「658,000 円」とあるのは、「658,000 円に 100 分の 95 を乗じて得た金額」とする。ただし、第 4 条第 2 項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の 1 項を加える。

7 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、常勤の監査委員に支給する期末手当の額の算定に係る付則第 4 項の規定の適用については、同項中「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 90」とする。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中尼崎市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例第 4 条第 2 項の改正規定及び第 2 条中尼崎市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給率及び給与削減措置を

改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年尼崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項を削る。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

課長級以上の職員を対象としている年度途中退職制度を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例について

尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定する。

平成25年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市新型インフルエンザ等対策本部条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において読み替えて準用する法第26条の規定に基づき、尼崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 尼崎市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総理する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他本市職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くこ

とができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を総理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(説 明)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市暴力団排除条例について

尼崎市暴力団排除条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市暴力団排除条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者（法人その他の団体（以下「法人等」という。）を除く。）

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益供与」という。）をする行為

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの

オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(5) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。

(6) 市民等 市民並びに本市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと並びに暴力団又は暴力団員に利益供与をしないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員と一切の

関係を持たないよう努めるとともに、市又は関係機関等が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は関係機関等に対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。
(市に対する不当な要求等に対する措置)

第6条 市は、その職員が暴力団又は暴力団員による不当な要求その他の活動に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないように、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(第16条を除き、以下「暴力団等」という。)に市が施行する競争入札(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する競争入札をいう。)の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、必要があると認めるときは、市が締結する契約に関与する者が暴力団等であるかどうかを確認するため、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)から必要な情報を収集することができる。
(補助金等を交付する事業において講ずべき措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「補助金等」という。)を交付する事業の執行により暴力団の利益になることがないように、暴力団等が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、補助金等を交付する事業に関与する者について準用する。

(公の施設における措置)

第9条 市長又は尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例で別に定めるものを除くほか、市が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうちその設置及

び管理に関する事項を定める条例（以下「施設条例」という。）が制定されているもの（以下「特定施設」という。）の利用（以下この条において「利用」という。）又は特定施設における行為（以下この条において「行為」という。）が暴力団の利益になると認めるときは、これらの施設条例の規定にかかわらず、当該利用の許可（承認その他の処分を含む。以下この条において同じ。）又は当該行為の許可をしないこと、既にしたこれらの許可を取り消すことその他の利用又は行為の制限に関する処分を行うことができる。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるときは、利用又は行為が暴力団の利益になるかどうかについて、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 施設条例の規定により指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に特定施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長又は教育委員会とみなして、前2項の規定を適用することができる。この場合において、前項中「ときは」とあるのは「ときは、市長（教育委員会の所管に属する特定施設にあっては、教育委員会）に対し」と、「聴く」とあるのは「聴くことを求める」とする。

（行政財産における措置）

第10条 市長その他行政財産（地方自治法第238条第4項に規定する行政財産をいう。以下同じ。）を管理する権限を有する市の機関（以下「市長等」という。）は、行政財産の使用（以下この条において「使用」という。）の許可（同法第238条の4第7項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）の申請があった場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令（市の条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該使用の許可をしないことができる。

2 市長等は、使用の許可をした場合において、当該使用が暴力団の利

益になると認めるときは、法令の規定にかかわらず、当該使用の許可の取消しその他の使用の制限に関する処分を行うことができる。

- 3 前条第2項の規定は、使用について準用する。この場合において、同項中「市長又は教育委員会」とあるのは、「市長等」と読み替えるものとする。

(市の事務事業からの暴力団等の排除)

第11条 第7条から前条までに規定するもののほか、市は、事務事業の執行により暴力団の利益になることがないように、暴力団等が市の事務事業に關与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、暴力団事務所(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。)が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年を守るための取組)

第13条 市は、青少年が暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団員による犯罪その他の行為が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことがないように、関係機関等との連携を図りながら、青少年に対する教育、情報の提供及び啓発に取り組むものとする。

(個人情報の取得等)

第14条 尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要な限度で、個人情報(同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取得することができる。

- 2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要な限度で、取得した個人情報を他の実施機関、警察本部長その他の関係機関等に提供することができる。

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第 1 5 条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用し、又は暴力団員を使用してはならない。

(利益供与の禁止)

第 1 6 条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者（以下この条において「暴力団等」という。）に対し、利益供与をしてはならない。

2 市民等は、自己が業務を行うことを暴力団又は暴力団員が容認することの対償として、暴力団等に対し、利益供与をしてはならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、市民等は、正当な理由なく、暴力団等に対し、暴力団の利益になる利益供与をしてはならない。

(祭礼等からの暴力団等の排除)

第 1 7 条 祭礼、興行その他の不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者及びその運営に携わる者は、暴力団又は暴力団員が当該行事に関与することを排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 1 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(説 明)

尼崎市における暴力団の排除に関する施策を推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

次の各号に掲げる条例の規定中「並びに暴力団排除条例（平成 2 2 年兵庫県条例第 3 5 号）第 7 条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者」を「及び尼崎市暴力団排除条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者」に改める。

- (1) 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 1 号）第 2 条第 3 項
- (2) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 2 号）第 3 条第 3 項
- (3) 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 3 号）第 2 条第 3 項
- (4) 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 4 号）第 2 条第 3 項
- (5) 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 5 号）第 2 条第 2 項

付 則

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(説 明)

尼崎市暴力団排除条例の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 3 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条を次のように改める。

第 2 3 条 削除

第 3 4 条第 1 項中「該当し、」を「該当する者で」に、「者に」を「ものに」に改め、同条第 2 項中「該当し、」を「該当する者で」に、「者に」を「ものに」に改め、「定める額」の次に「（次の各号の 2 以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額（第 3 号及び第 5 号のいずれにも該当するときは、その額から同号に定める額を減じて得た額。以下この項において「合計額」という。）（合計額がその者の市民税の額を超えるときは、当該市民税の額））」を加え、「軽減する」を「減額する」に改め、同項後段及びただし書を削り、同項第 1 号中「の規定」を削り、「1 0 分の 5 相当額」を「1 0 分の 5 に相当する額」に改め、同項第 3 号中「、前年」を「前年」に、「につき」を「に、次に掲げる者の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額」に改め、同号ア中「1 0 分の 5 相当額」を「1 0 分の 5 」に改め、同号イ中「1 0 分の 4 相当額」を「1 0 分の 4 」に改め、同号ウ中「1 0 分の 3 相当額」を「1 0 分の 3 」に改め、同号エを削り、同項第 4 号中「、被相続人」を「被相続人」に、「につき」を「に、次に掲げる者の区分に応じ当該アからウまでに定める割合を乗じて得た額」に改め、同号ア中「1 0 分の 5 相当額」を「1 0 分の 5 」に改め、同号イ中「1 0 分の 4 相当額」を「1 0 分の 4 」に改め、同号ウ中「1 0 分の 3 相当額」を「1 0 分の 3 」に改め、同号エを削り、同項第 5 号中「4 , 5 0 0 , 0 0 0 円」を「3 , 5 0 0 , 0 0 0 円」に、「、減少率」を「減少

率」に、「10分の5相当額」を「10分の5に相当する額」に改める。

附則第23項及び第24項を削り、附則第22項を附則第24項とし、附則第21項中「附則第19項」を「附則第21項」に改め、同項を附則第23項とし、附則第20項を附則第22項とし、附則第19項中「附則第15項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第21項とし、附則第18項を附則第20項とし、附則第17項中「附則第15項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第16項中「附則第15項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第11項から附則第15項までを2項ずつ繰り下げ、附則第10項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第7項から附則第9項までを2項ずつ繰り下げ、附則第6項の次に次の2項を加える。

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

7 法附則第15条第37項の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成25年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分限り、固定資産税を課さない。

8 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 適用を受けようとする償却資産(次号において「償却資産」という。)の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

(2) 償却資産の所在地、種類、名称、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数及び当該償却資産を事業の用に供した日

(3) その他市長が必要と認める事項

附則第50項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正前の尼崎市市税条例第23条の規定は、平成24年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。

3 この条例による改正後の尼崎市市税条例第34条第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(説 明)

失業等による個人の市民税の減免の見直し等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 5
年尼崎市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次」を「次表」に改める。

第 4 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよ
う」を「利用しよう」に改める。

第 5 条第 1 項中「規定により使用の許可」を「許可（以下「利用許
可」という。）」に改め、「額の」を削り、「納付しなければ」を
「前納しなければ」に改め、同条第 2 項中「の全部又は一部を免除す
る」を「を減免する」に改める。

第 6 条中「使用者は、その」を「自己の」に、「理由により、」を
「事由により」に、「又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、
すみやかに」を「の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」と
いう。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、
同条ただし書を削る。

第 9 条第 4 号中「体育施設の設置目的」を「第 2 条に規定する設置
の目的」に改める。

第 1 1 条第 2 号中「体育施設の使用の許可」を「利用許可」に、
「使用に」を「利用に」に改め、同条第 3 号中「使用に」を「利用
に」に改める。

別表 2 フロア等の使用料を次のように改める。

2 フロア等の使用料

区 分		使 用 料								
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 0 時までの 間の 1 時間	午後 0 時から 午後 5 時までの 間の 1 時間	午後 5 時から 午後 9 時までの 間の 1 時間
尼 崎 市 立 中 央 体 育 館	第 1 フ ロ ア	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
尼 崎 市 立 立 花 体 育 館	第 2 フ ロ ア	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
尼 崎 市 立 武 庫 体 育 館										
尼 崎 市 立 園 田 体 育										

館										
尼崎市立小田体育館	会議室	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,800 円	5,100 円	-	-	-
尼崎市立大庄体育館										
尼崎市立花体育館										
尼崎市立武庫体育館										
尼崎市立大庄体育館	フロア	4,900 円	8,400 円	9,800 円	13,300 円	18,200 円	23,100 円	1,640 円	2,100 円	3,270 円
尼崎市立大庄体育館	格技室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円

第2条 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表2 フロア等の使用料中

「

格 技 室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
-------------	-------	------------	------------	------------	------------	------------	-------	-------	-------

を

」

「

格 技 室	900 円	1,800 円	2,000 円	2,700 円	3,800 円	4,700 円	300 円	450 円	670 円
-------------	-------	------------	------------	------------	------------	------------	-------	-------	-------

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例別表2 フロア等の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて施行日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内

に事務所又は事業所を有していないもの)は、同条の規定による改正後の尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

利用区分の見直し及び市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 5 号

尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例

尼崎市立公民館条例（昭和 2 6 年尼崎市条例第 1 0 4 号）の全部を改正する。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号。以下「法」という。）第 2 4 条の規定に基づき、尼崎市立公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 公民館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名 称	位 置
尼崎市立中央公民館	尼崎市西難波町 6 丁目 1 4 番 3 4 号
尼崎市立小田公民館	尼崎市潮江 1 丁目 1 1 番 1 - 1 0 1 号
尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町 3 丁目 6 番 1 4 号
尼崎市立立花公民館	尼崎市塚口町 3 丁目 3 9 番地の 7
尼崎市立武庫公民館	尼崎市武庫之荘 8 丁目 1 番 1 号
尼崎市立園田公民館	尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号

（利用時間等）

第 4 条 公民館の利用時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、利用時間及び休館日を変更し、又は臨時に公民館の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第 5 条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 法第 23 条の規定により禁止されている行為を行うおそれがあるとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(3) 公民館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) その他公民館の管理上支障があるとき。

(使用料)

第 6 条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第 7 条 公民館においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。

(2) 法第 23 条の規定により禁止されている行為

(3) 公民館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(4) その他教育委員会規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他教育委員会が公民館の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により公民館の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(尼崎市公民館運営審議会)

第10条 法第29条第1項の規定に基づき、尼崎市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の委嘱は、次の各号に掲げる者のうちから行うものとする。

(1) 社会教育の関係者

(2) 学校教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立公民館条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

区 分		使 用 料		
		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
尼崎市立中 央公民館	大 ホール	5,460円	6,300円	9,420円
	小 ホール	3,480円	4,320円	6,300円
	1 1 号室	660円	1,140円	1,500円
	1 2 号室	660円	1,140円	1,500円
	1 3 号室	2,400円	2,700円	3,960円
	2 1 号室	660円	1,140円	1,500円
	2 2 号室	540円	960円	1,080円
	2 3 号室	540円	960円	1,080円
	2 4 号室	660円	1,140円	1,500円
	2 5 号室	660円	1,140円	1,500円
	2 6 号室	660円	1,140円	1,500円
	2 7 号室	660円	1,140円	1,500円
	3 1 号室	660円	1,140円	1,500円
	視 聴 覚 室	1,920円	2,580円	3,480円
公民館（尼 崎市立中央 公民館を除 く。）	ホー ル	3,180円	4,320円	5,460円
	小 学 習 室	540円	960円	1,080円
	学 習 室	660円	1,140円	1,500円
	和 室	660円	1,140円	1,500円
	実 習 室	1,200円	1,740円	2,580円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定する等のため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 6 号

尼崎市立身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例について

尼崎市立身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

尼崎市立身体障害者福祉会館条例（昭和 3 8 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「尼崎市内に居住する」を削り、「尼崎市立身体障害者福祉会館（以下「会館」という。）」を「会館」に改め、同条を第 1 条の 2 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、尼崎市立身体障害者福祉会館（以下「会館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第 3 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 4 条中「使用は」を「利用は」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）から」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（利用許可の取消し等）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定

に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第6条中「使用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかに」を「自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

第8条第1項中「使用」を「利用」に改める。

第10条第1号中「会館の使用の許可」を「利用許可」に、「、会館の使用の停止その他会館の使用」を「その他会館の利用」に改める。

第12条中「の施行」を「に定めるもののほか、会館の管理」に、「市長が」を「規則で」に改める。

別表中

「

和	室	540円	810円	1,080円
---	---	------	------	--------

を

」

「

和	室	540円	810円	1,080円
---	---	------	------	--------

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に
通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）
（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事
業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、
利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄
に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて
得た額とする。

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立身体障害者福祉会館条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立身体障害者福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 47 号

尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 60 年尼崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市内に居住する心身障害者」を「心身障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。））」に改める。

第 4 条中「の目的」を「に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）」に改め、同条第 3 号中「前 2 号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第 5 条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、心身障害者以外の者がセンターの体育室を利用しようとするときは、心身障害者の利用を妨げない限度において、前項の許可をすることができる。

第 6 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の規定による利用の」を「前条第 2 項の規定による」に改め、「額の」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 7 条中「利用者は、その」を「自己の」に、「理由」を「事由」に、「建物若しくはその設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちに」を「施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を

汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

第10条第4号中「センターの」を削る。

第12条第1号中「第4条に規定する」を「第4条各号に掲げる」に改め、同条第2号中「第5条及び第6条第1項に規定する利用」を「第5条第1項」に改め、同条第3号中「、減免」を削る。

別表を次のように改める。

別表

利 用 時 間	使 用 料
午前9時から午後0時まで	1,400円
午後1時から午後5時まで	2,400円
午後6時から午後9時まで	2,600円
午前9時から午後5時まで	3,800円
午前9時から午後0時までの間の1時間	470円
午後0時から午後5時までの間の1時間	600円
午後5時から午後9時までの間の1時間	870円

第2条 尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

午後5時から午後9時までの間の1時間	870円
--------------------	------

を

」

「

午後5時から午後9時までの間の1時間	870円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、第5条第1項の許可を受けた利用時間及び</p>	

に

これに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に
100分の150を乗じて得た額とする。

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて施行日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、同条の規定による改正後の尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定及び市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 8 号

尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例について

尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例
の一部を改正する条例

尼崎市障害者自立支援認定審査会の委員の定数を定める条例（平成 1
8 年尼崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定
数を定める条例

本則中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律」に、「尼崎市障害者自立支援認定審査会」
を「尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講
ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 1 号）
の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 49 号

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 3 条第 1 項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同条第 3 項中「並びに暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 7 条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者」を「及び尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者」に改める。

第 4 条中「障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 1

9号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）に改める。

第5条中「障害者自立支援法施行規則」を「法施行規則」に改める。

第6条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第7条第1項中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第8条第1項中「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

第9条第1項中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

第10条第1項中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(説 明)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 0 号

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第 6 条ただし書中「センターを利用しようとする」を「前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けた」に改め、「額の」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復義務等）

第 6 条の 2 自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第 1 1 条第 2 号中「センターの利用の許可」を「利用許可」に改め、同条第 3 号中「及び減免」を削る。

別表を次のように改める。

別表

区 分		使 用 料
入 場		1 人 1 回につき 1 8 0 円
個室利用	1 回 3 時間以内のとき	1 室につき 2 6 0 円
	1 回 3 時間を超えるととき	1 室につき 5 4 0 円
摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学		

し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 1 号

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年尼崎
市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、葬儀式場を利用しようとする者（以下「葬儀実施予定者」という。）がその葬儀の対象者を火葬するために火葬場の利用に係る前項の許可を受けた場合に限り、当該葬儀実施予定者に対して葬儀式場の利用に係る同項の許可をすることができる。

第 4 条第 1 項中「前条の規定により利用の許可」を「前条第 1 項の許可（以下「利用許可」という。）」に改め、「額の」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第 5 条中「利用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかに」を「自己の責めに帰すべき事由により斎場の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

第 9 条第 2 号中「斎場の利用の許可」を「利用許可」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 斎場の利用に係る使用料の徴収に関すること。

別表を次のように改める。

別表

区 分	使 用 料	
	単 位	金 額
葬 儀 式 場	1 回	5 , 2 0 0 円
火 葬 場	大人 1 体	1 3 , 2 0 0 円
	小人 1 体	6 , 6 0 0 円
	死産児 1 体	3 , 3 0 0 円
	胞衣、産汚物又は人体の一部 1 個	1 , 5 0 0 円
遺 体 保 管 庫	1 体 1 日 1 回	3 , 0 0 0 円
<p>摘要</p> <p>1 葬儀式場の利用時間が 2 時間を超える場合の使用料の額は、1 , 0 0 0 円にその超える時間（以下「超過時間」という。）（超過時間が 1 時間に満たないとき又は超過時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これらを 1 時間とする。）の時間の数値を乗じて得た額に 5 , 2 0 0 円を加えて得た額とする。</p> <p>2 本市内に住所を有しない者が利用する場合（死亡の当時本市内に住所を有していた者の葬儀又は火葬のために利用する場合を除く。）の使用料の額は、利用許可を受けた利用回数等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額の 2 倍（火葬場にあっては、4 倍）とする。</p>		

備考

- 1 「大人」とは、死亡の日において 1 2 歳以上であった者をいう。
- 2 「小人」とは、大人及び死産児以外の者をいう。
- 3 「1 日」とは、午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいう。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関

する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の遺体保管庫の利用許可の申請（以下「申請」という。）に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（ 説 明 ）

市外利用者に対する使用料改定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 2 号

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年尼崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項中「平成 2 5 年 4 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎市立立花南保育所を平成 2 5 年 4 月 1 日に社会福祉法人へ移管することが困難になったため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 3 号

尼崎市子ども・子育て審議会条例について

尼崎市子ども・子育て審議会条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市子ども・子育て審議会条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長及び尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、審議会を置く。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 5 条に規定する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項並びに本市における子ども・子育て支援（同法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (4) 尼崎市子どもの育ち支援条例（平成 2 1 年尼崎市条例第 4 1 号）第 1 2 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の児童福祉、母子保健及び幼児期の学校教育について市長又は教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 0 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を

聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 児童福祉又は学校教育の関係者
- (4) 子ども及びその保護者を支援する団体の代表者
- (5) 事業主又は労働者の代表者
- (6) 市民の代表者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が教育委員会及び会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員(特別委員を除く。次項及び次条第2項において同じ。)
の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員(特別委員を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。

4 第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 6 条並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に尼崎市民の福祉に関する条例（昭和 58 年尼崎市条例第 9 号）第 16 条第 3 項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会（以下「社会保障審議会」という。）の委員でその児童専門分科会（尼崎市社会保障審議会規則（平成 21 年尼崎市規則第 17 号）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる専門分科会をいう。）に属しているものは、この条例の施行の日に審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる

者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における社会保障審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(尼崎市民の福祉に関する条例の一部改正)

4 尼崎市民の福祉に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「社会福祉法」の前に「別に定めるものを除くほか、」を加え、「の規定によるほか、」を「に規定する事項その他」に改め、「児童福祉その他の」を削り、同条第2項中「50人」を「35人」に改める。

(尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正)

5 尼崎市子どもの育ち支援条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「尼崎市社会保障審議会」を「尼崎市子ども・子育て審議会」に改める。

(説明)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の制定に伴い、子ども・子育て審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 4 号

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例（平成 1
1 年尼崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「の目的」を「に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）」に改め、同条第 4 号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（一時預かりルームの利用の資格）

第 4 条の 2 プラザの一時預かりルームを利用することができる者は、乳幼児（生後 6 月に達する日から 6 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者で規則で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。）とする。

第 5 条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条中「多目的ホール」の次に「又は一時預かりルーム」を加える。

第 6 条第 1 項中「規定により利用の許可」を「許可（以下「利用許可」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

第 7 条中「利用者は、その」を「自己の」に、「理由」を「事由」に、「を滅失し、又は損傷したときは、直ちに」を「（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

第 1 0 条第 4 号中「プラザの」を削る。

第12条第1号中「第4条に規定する」を「第4条各号に掲げる」に改め、同条第2号中「プラザの多目的ホールの利用の許可」を「利用許可」に改め、同条第3号中「多目的ホール」の次に「及び一時預かりルーム」を加える。

別表1 多目的ホールの使用料を次のように改める。

1 部屋の使用料

区 分		使 用 料		
		午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
多 目 的 ホ ー ル	A B C	7,400 円	9,800 円	11,100 円
	A B	5,500 円	7,300 円	8,200 円
	B C	5,500 円	7,300 円	8,200 円
	A	1,900 円	2,500 円	2,800 円
	B	3,600 円	4,800 円	5,400 円
	C	1,900 円	2,500 円	2,800 円
一 時 預 かり ル ー ム		乳幼児1人30分につき 350 円		

摘要

- 1 多目的ホールの項のA、B及びCの表示は、分割して利用することができる多目的ホールの床の区分をいう。
- 2 一時預かりルームを利用しようとする時間が1時間に満たないときは、利用時間を1時間とする。
- 3 一時預かりルームを利用した時間が利用許可を受けた利用時間を超えた場合において、その超えた時間（以下「超過時間」という。）が30分には満たないとき又は超過時間に30分には満たない端数があるときは、これらを30分とする。
- 4 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が一時預かりルームを利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間

等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

第2条 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 部屋の使用料摘要4中「一時預かりルームを」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際同条の規定による改正前の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて同条の規定の施行の日以後のプラザの多目的ホールの利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、同条の規定による改正後の尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の規定に基づくプラザの多目的ホールの利用に係る使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

一時預かりルームの使用料及び市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 55 号

尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例（昭和 41 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「いこいの家は」の次に「、第 2 条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第 6 号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第 6 条中「規定により利用の許可」を「許可（以下「利用許可」という。）」に改め、「額の」を削る。

第 7 条中「利用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかに」を「自己の責めに帰すべき事由によりいこいの家の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

第 10 条第 4 号中「第 2 条に規定する」を削る。

第 12 条第 1 号中「第 4 条に規定する」を「第 4 条各号に掲げる」に改め、同条第 2 号中「第 5 条に規定する利用の許可」を「利用許可」に改め、同条第 3 号中「第 6 条に規定する」を「いこいの家の利用に係る」に改める。

別表摘要に次のように加える。

- 3 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用

する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあっては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 56 号

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和 4
9 年尼崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「センターは」の次に「、第 2 条に規定する設置の目的を
達成するため」を加え、同条第 4 号中「前各号に掲げるもののほ
か、」を「その他」に改める。

第 5 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよ
う」を「利用しよう」に改める。

第 6 条第 1 項中「使用は」を「利用は」に改め、同項ただし書中
「センターを第 2 条に規定する設置目的外の活動を行うため使用しよ
うとする者」を「第 4 条各号に掲げる事業以外の目的のためにセンタ
ーを利用しようとする者で、前条の許可（以下「利用許可」とい
う。）を受けたもの」に改め、「額の」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（利用許可の取消し等）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を
取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規
定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第8条中「使用者は、建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに」を「自己の責めに帰すべき事由によりセンターの施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表

区 分		使 用 料					
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後0時までの間の1時間	午後0時から午後5時までの間の1時間	午後5時から午後9時までの間の1時間
研修室		3,800円	5,000円	7,600円	-	-	-
会議室1		1,900円	2,500円	3,800円	-	-	-
会議室2		900円	1,200円	1,900円	-	-	-
会議室3		900円	1,200円	1,900円	-	-	-
和室		1,000円	1,400円	2,100円	-	-	-
音楽室		1,900円	2,500円	3,800円	-	-	-
体 育 館	全面使用	4,300円	7,400円	8,600円	1,440円	1,850円	2,870円
	2分の1 面使用	2,150円	3,700円	4,300円	720円	930円	1,440円

第2条 尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

2分の1 面使用	2,150円	3,700円	4,300円	720円	930円	1,440円
-------------	--------	--------	--------	------	------	--------

を

」

「

2分の1 面使用	2,150円	3,700円	4,300円	720円	930円	1,440円
-------------	--------	--------	--------	------	------	--------

摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて施行日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、同条の規定による改

正後の尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

利用区分の見直し及び市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 57 号

尼崎市立富松住宅管理基金条例について

尼崎市立富松住宅管理基金条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立富松住宅管理基金条例

(設置)

第 1 条 尼崎市立富松住宅（以下「富松住宅」という。）の管理等に要する経費の財源を確保するため、尼崎市立富松住宅管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第 4 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

尼崎市立富松住宅管理基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 58 号

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年尼崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「の目的」を「に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）」に改め、同条第 6 号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

第 6 条第 1 項中「規定により利用の許可」を「許可（以下「利用許可」という。）」に改め、同条第 2 項中「第 2 条に規定する設置目的のための活動に」を「設置目的に適合した活動を行うために女性センターを」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復義務等）

第 6 条の 2 自己の責めに帰すべき事由により女性センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第 9 条第 4 号中「第 2 条に規定する」を削る。

第 11 条第 1 号中「第 4 条に規定する」を「第 4 条各号に掲げる」に改め、同条第 2 号中「第 5 条に規定する利用の許可」を「利用許可」に改め、同条第 3 号中「第 6 条に規定する」を「女性センターの利用に係る」に改める。

第 13 条の見出しを「（尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会）」に改める。

別表1 部屋の使用料中

「

ギャラリー	1日につき 6,600円
-------	--------------

を

」

「

ギャラリー	1日につき 6,600円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に 通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。） （法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事 業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、 利用許可を受けた利用時間等及びこれに係るこの表の右 欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じ て得た額とする。</p>	

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 59 号

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年尼崎市条
例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」
を「利用しよう」に改める。

第 5 条第 1 項中「規定により使用の許可」を「許可（以下「利用許可」
という。）」に改め、「額の」を削り、同条第 2 項中「会館を」を「市
長は、」に、「設置目的」を「設置の目的（以下「設置目的」という。）」
に、「使用しようとする」を「に会館を利用する」に改める。

第 6 条中「使用者は、その」を「自己の」に、「理由により、」を「事
由により」に、「建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、す
みやかに」を「施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）
を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条た
だし書を削る。

第 9 条第 4 号中「会館の」を削る。

第 11 条第 1 号中「会館の使用の許可」を「利用許可」に、「使用に」
を「利用に」に改め、同条第 2 号中「使用に」を「利用に」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	使 用 料		
	午前 9 時から	午後 1 時から	午後 6 時から

		午後 0 時まで	午後 5 時まで	午後 9 時まで	
尼崎市立武庫 地区会館	ホ－ル	9,800 円	13,000 円	19,600 円	
尼崎市立小田 地区会館	ホ－ル	8,300 円	10,900 円	16,600 円	
尼崎市立園田 地区会館 尼崎市立大庄 地区会館 尼崎市立立花 地区会館 尼崎市立中央 地区会館	ホ－ル	9,000 円	11,900 円	18,000 円	
尼崎市立武庫 地区会館	大 会 議 室	全 面 使 用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
尼崎市立小田 地区会館 尼崎市立園田 地区会館 尼崎市立大庄 地区会館		2 分の 1 面使 用	1,300 円	1,700 円	2,500 円
尼崎市立立花 地区会館 尼崎市立中央 地区会館		全 面 使 用	2,500 円	3,400 円	5,000 円
尼崎市立立花 地区会館 尼崎市立中央 地区会館	大 会 議 室	3 分の 1 面使 用	900 円	1,200 円	1,700 円
各地区会館	小 会 議 室	1,200 円	1,600 円	2,400 円	
尼崎市立小田 地区会館	大 広 間	4,100 円	5,400 円	8,200 円	

尼崎市立園田 地区会館	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
尼崎市立立花 地区会館 尼崎市立中央 地区会館		2 分の 1 面使 用	2,100 円	2,700 円	4,100 円
尼崎市立大庄 地区会館	大 広 間	全 面 使 用	4,100 円	5,400 円	8,200 円
		3 分の 1 面使 用	1,400 円	1,800 円	2,800 円
尼崎市立武庫 地区会館 尼崎市立小田 地区会館	和 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円
尼崎市立園田 地区会館 尼崎市立大庄 地区会館 尼崎市立立花 地区会館 尼崎市立中央 地区会館	茶 室		1,000 円	1,200 円	1,900 円
各 地 区 会 館	教 室		800 円	1,100 円	1,600 円
尼崎市立武庫 地区会館 尼崎市立小田 地区会館 尼崎市立立花	料 理 教 室		1,200 円	1,600 円	2,400 円

地区会館 尼崎市立中央 地区会館				
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。</p>				

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

（説 明）

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 0 号

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 8 年尼崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 5 条第 1 項中「使用は」を「利用は」に改め、同項ただし書中「使用しようとする者」を「利用しようとする者で、前条の許可（以下「利用許可」という。）を受けたもの」に、「掲げる額の」を「定める」に改める。

第 6 条の見出しを「（原状回復義務等）」に改め、同条中「使用者は、その」を「自己の」に、「理由により、」を「事由により」に、「建物又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかに」を「施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」に改め、同条ただし書を削る。

別表中

「

料 理 教 室	1 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円	2 , 1 0 0 円
---------	-------------	-------------	-------------

を

」

「

料 理 教 室	1 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円	2 , 1 0 0 円
摘要	本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に		

通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)
（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

（説 明）

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 1 号

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和 4 6 年尼崎
市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の目的」を「に規定する設置の目的」に改め、同項
第 4 号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同条第
2 項中「条例の」を「条例で」に改める。

第 5 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」
を「利用しよう」に改める。

第 6 条第 1 項中「使用は」を「利用は」に改め、同項ただし書中「使
用しようとする者」を「利用しようとする者で、前条の許可（以下「利
用許可」という。）を受けたもの」に改める。

第 7 条の見出しを「（原状回復義務等）」に改め、同条中「使用者は、
その」を「自己の」に、「理由により、」を「事由により」に、「又は
付属設備を損傷し、又は滅失したときは、すみやかに」を「の施設又は
設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、」
に改め、同条ただし書を削る。

第 9 条中「この条例の施行」を「総合センターの管理」に改める。

別表中

「

和	室	6 7 0 円	1 , 0 5 0 円	1 , 3 5 0 円
---	---	---------	-------------	-------------

を

」

「

和室	670円	1,050円	1,350円
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に 通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。） （法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事 業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、 利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄 に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて 得た額とする。</p>			

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの）は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

（説 明）

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 2 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 1 5 条の 8 及び第 1 9 条の 2 第 4 項中「1 0 0 , 0 0 0 円」を「1 2 0 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第 1 5 条の 8 及び第 1 9 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定は、平成 2 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 4 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 3 7 号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 3 号

尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市環境影響評価等に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（実施計画書等の作成）」に改め、同条中「いう。）」の次に「及びこれを要約した書面（以下「要約実施計画書」という。）（以下これらの書面を「実施計画書等」という。）」を加え、同条第 6 号中「がある」を削る。

第 1 0 条の見出しを「（実施計画書等の提出等）」に改め、同条第 1 項中「実施計画書」を「実施計画書等」に、「これ」を「当該実施計画書等」に改め、同条第 2 項中「実施計画書」を「実施計画書等」に改め、「速やかに」の次に「、当該実施計画書に基づき対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあると認める地域（以下「実施計画関係地域」という。）を定め、当該実施計画関係地域その他」を加え、「その写しを当該」を「当該実施計画書等の写しをその」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 事業者は、前項の縦覧期間中、実施計画書等をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（実施計画書説明会の開催等）

第 1 0 条の 2 事業者は、前条第 2 項の公告の日から起算して 1 5 日以内に、実施計画関係地域の住民に対し、実施計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により実施計画書説明会を開催しようとするときは、その内容を具体的に記載した計画書を市長に提出するとともに、実施計画関係地域の住民に対し、あらかじめ、当該実施計画書説明会の開催の日時及び場所その他当該開催について必要な事項の周知を図らなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない理由により実施計画書説明会を開催することができなかつたときは、当該実施計画書説明会の開催に代えて、実施計画関係地域の住民に対し、前条第2項の縦覧期間内に要約実施計画書の写しの配布その他の必要な措置を講ずることにより、実施計画書の記載事項の周知を図らなければならない。

4 事業者は、第1項の規定により実施計画書説明会を開催したとき又は前項の措置を講じたときは、速やかに、その状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

第11条第1項中「前条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第2項中「その」を「、その」に改める。

第15条の見出しを「（準備書等の作成）」に改め、同条中「いう。）」の次に「及びこれを要約した書面（以下「要約準備書」という。）（以下これらの書面を「準備書等」という。）」を加え、同条第9号中「がある」を削る。

第16条の見出しを「（準備書等の提出等）」に改め、同条第1項中「準備書を」を「準備書等を」に、「準備書及びこれを要約した書面（以下「要約準備書」という。）」を「準備書等」に改め、同条第2項中「準備書及び要約準備書」を「準備書等」に、「対象事業の実施が予定されている地域及び」を「、実施計画意見及び第13条第2項の意見並びに第14条第2項の規定により行われた環境影響評価の結果を踏まえて、」に改め、「市長が」を削り、「これらの写しを当該」を「当該準備書等の写しをその」に改め、同条第3項中「準備書及び要約準備書」を「準備書等」に、「これらの写しを」を「、当該準備書等の写しを、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第10条第3項の規定は、準備書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第16条第2項」と読み替えるものとする。

第17条の見出しを「（準備書説明会の開催等）」に改め、同条第1項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第10条の2第2項から第4項までの規定は、準備書説明会について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第17条第1項」と、「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、同条第3項中「実施計画関係地域」とあるのは「関係地域」と、「前条第2項」とあるのは「第16条第2項」と、「要約実施計画書」とあるのは「要約準備書」と、「実施計画書」とあるのは「準備書」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第17条第1項」と読み替えるものとする。

第17条第3項及び第4項を削る。

第22条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第22条第1項」と読み替えるものとする。

第23条の見出しを「（評価書等の作成）」に改め、同条中「いう。）」の次に「及びこれを要約した書面（以下「要約評価書」という。）（以下これらの書面を「評価書等」という。）」を加え、同条第5号中「がある」を削る。

第24条の見出しを「（評価書等の提出等）」に改め、同条第1項中「評価書を」を「評価書等を」に、「評価書及びこれを要約した書面（以下「要約評価書」という。）」を「評価書等」に改め、同条第2項中「評価書及び要約評価書」を「評価書等」に、「規則」を「規則」に、「これらの写しを当該」を「当該評価書等の写しをその」に改め、同条第3項中「評価書及び要約評価書」を「評価書等」に、「これら」を「当該評価書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次

に次の１項を加える。

3 第10条第3項の規定は、評価書等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第24条第2項」と読み替えるものとする。

第29条第1項中「又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第21条第2項の規定により作成された評価書」を削り、同項第5号中「がある」を削る。

第31条第1項第4号中「がある」を削り、同条第2項中「これ」を「、これ」に改め、同条第3項中「規則」を「、規則」に、「その写しを当該」を「当該事後調査報告書の写しをその」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第10条第3項の規定は、事後調査報告書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

第39条第1項中「市長が法」を「市長が環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）」に改める。

第44条第2項を削り、同条第3項中「規定は、」の次に「法第2条第4項に規定する対象事業及び」を加え、同項を同条第2項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市環境影響評価等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の規定により提出される実施計画書等について適用し、施行日前に同項の規定により提出された実施計画書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第10条第3項及び第10条の2の規定は、施行日以後に改正後の条例第10条第1項の規定により提出される実施計画書等について適用する。

- 4 改正後の条例第16条第3項において読み替えて準用する改正後の条例第10条第3項の規定は、施行日以後に改正後の条例第16条第1項の規定により提出される準備書等について適用する。
- 5 改正後の条例第24条第3項において読み替えて準用する改正後の条例第10条第3項の規定は、施行日以後に改正後の条例第24条第1項の規定により提出される評価書等について適用する。
- 6 改正後の条例第31条第4項において読み替えて準用する改正後の条例第10条第3項の規定は、施行日以後に尼崎市環境影響評価等に関する条例第31条第2項の規定により提出される事後調査報告書について適用する。
- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(説 明)

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 4 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 9 号ア中「登録住宅性能評価機関」の次に「（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」を、「書面（以下」の次に「この号及び第 6 1 号において」を加え、同項に次の 5 号を加える。

(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。

以下「低炭素化促進法」という。）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「新築等計画」という。）の認定の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関（イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第 7 7 条の 2 1 第 1 項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）であるものに限る。）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。）が、新築等計画が低炭素化促進法第 5 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準（以下「低炭素建築物基準」という。）に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち 2 以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に一戸建ての住宅以外の建築物の住戸の部分（以下この号から第70号までにおいて「住戸部分」という。）が含まれる場合 当該一户建ての住宅又は住戸部分（以下この号から第70号までにおいて「住戸部分等」という。）の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

- (ア) 150平方メートル以内のもの 1件 7,300円
- (イ) 150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの
1件 13,000円
- (ウ) 400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの
1件 23,000円
- (エ) 800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの
1件 50,000円
- (オ) 2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの
1件 70,000円
- (カ) 4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの
1件 109,000円
- (キ) 8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの
1件 174,000円
- (ク) 16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの
1件 211,000円
- (ケ) 24,750平方メートルを超えるもの 1件 252,000円

イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分（一户建ての住宅以外の住宅における廊下、階段その他共用に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 1件 13,000円

- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 37,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 109,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 162,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件 211,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 1件 285,000円

ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分（住戸部分、共用部分及び工場等部分以外の部分をいう。以下この号から第70号までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

(68) 新築等計画の認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

- (ア) 150平方メートル以内のもの 1件 40,000円
- (イ) 150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの
1件 80,000円
- (ウ) 400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの
1件 113,000円
- (エ) 800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの
1件 172,000円
- (オ) 2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内
のもの 1件 239,000円
- (カ) 4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内
のもの 1件 334,000円
- (キ) 8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以
内のもの 1件 457,000円
- (ク) 16,500平方メートルを超え24,750平方メートル
以内のもの 1件 590,000円
- (ケ) 24,750平方メートルを超えるもの 1件 716,0
00円

イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分が含まれる場合
当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 1件 124,000円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
1件 208,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
のもの 1件 333,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以
内のもの 1件 422,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
以内のもの 1件 513,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 1件 621,0

00円

ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの 1件 272,000円

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 436,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 631,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 769,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件 915,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 1件 1,069,000円

(69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関（イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、指定確認検査機関であるものに限る。）又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住

戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合
当該共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合
当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合
当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

(70) 計画変更の認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合
当該共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合
当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68

号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額

エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合
当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第1号の2に定める額に相当する額に100分の105を乗じて得た額を、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加えて得た額

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 5 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和 3 3 年尼崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項第 3 号中「施設又は付属設備を損傷する」を「公園の施設又は設備、工作物その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させる」に改め、同項第 4 号を削る。

第 5 条ただし書中「第 2 号、第 3 号及び第 6 号から第 9 号」を「第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 8 号」に改め、同条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 公園の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

第 5 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条第 2 項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第 2 号中「施設又は付属設備を損傷する」を「公園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させる」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 7 条の 2 を削る。

第 1 0 条中「をいう」を「に限る」に、「掲げる額の」を「定める」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「若しくは公園」を「、公園」に改め、「退去」の次に「その他の必要な措置を講ずること」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (2) この条例の規定による許可の条件に違反した者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

第15条に次の1項を加える。

3 本市は、第1項又は前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第16条中「その」を「、その」に改め、同条第4号中「が命ぜられた」を「が、当該措置に係る」に改め、同条第5号中「、命ぜられた」を「、当該措置に係る」に改める。

第26条第1号中「第5条第6号及び第8号」を「第5条第5号及び第7号」に改める。

第28条を削り、第29条を第28条とする。

別表第2(5)ア(ア)摘要3中「使用する」を「利用する」に改め、同表(5)ア(ア)摘要4中「使用する」を「利用する」に、「当該使用時間帯に係る1時間の使用料の額」を「この表の右欄に掲げる1時間当たりの額のうちその利用の時間帯に係るもの」に、「の額と」を「に相当する額と」に改め、同表(5)ア(ア)摘要に次のように加える。

5 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しない者、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）がこの表に掲げる有料公園施設（市民プールを除く。）を利用する場合の使用料の額は、第7条第1項の許可を受けた利用時間等及びこれに係る同表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

別表第2(5)ア(イ)及び(ウ)中「、営業」を「又は営業」に、「に掲げる表に規定する専用使用料金額」を「の表に定める専用使用料の額」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市都市公園条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の有料公園施設（市民プール及び分区園を除く。以下同じ。）の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）は、この条例による改正後の尼崎市都市公園条例の規定に基づく有料公園施設の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 66 号

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年尼崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第 2 号中「施設又は付属設備を損傷する」を「公園の施設又は設備、工作物その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させる」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 6 条第 2 項第 3 号中「施設又は付属設備を損傷する」を「公園の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させる」に改め、同項第 4 号を削る。

第 7 条中「若しくは公園」を「、公園」に、「必要な」を「の必要な」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

第 7 条第 2 号中「許可」の次に「を受けた者が当該許可」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

第 7 条の 2 を削る。

第 1 1 条ただし書中「第 4 号」を「第 2 号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 利用の承認を受けていない付属設備を利用すること。
- (2) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (3) 公園の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 火気類を使用し、騒音を発し、又は廃棄物その他のものを捨て、若しくは放置すること。
- (5) 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
- (6) 前 2 号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) その他公園の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

第 1 7 条第 1 号中「（付属設備のうち、規則で定めるものの利用を含む。）」を削る。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 2 1 条とする。

別表第 1 中

「

付属設備のうち、 規則で定めるもの		1 件 1 回	5 0 0 円	を
----------------------	--	---------	---------	---

」

「

付属設備のうち、 規則で定めるもの		1 件 1 回	5 0 0 円	
<p>摘要 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有しないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの）が軟式野球場を利用する場合の使用料の額は、第 4 条第 1 項の許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の金額の欄に掲げる額で算定され</p>				

に

た額に100分の150を乗じて得た額とする。

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の軟式野球場の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人にあっては本市内に事務所又は事業所を有していないもの、その他の団体にあっては市長が別に定めるもの)は、この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づく軟式野球場の利用に係る使用料を納付したものとみなす。

(説 明)

市外利用者に対する使用料を新たに設定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 67 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。 |
| 2 契約の期間 | 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで |
| 3 契約の金額 | 14,385,000 円を上限とする額 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払い |
| 6 契約の相手方 | 加古川市加古川町溝之口 151 番地の 1 エンブレイス加古川 603 号
公認会計士 北 本 敏 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 の規定により、本案を提出する。

議案第 68 号

工事請負契約について

立花北小学校管理棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 立花北小学校管理棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 6 番 1 号
工事概要 管理棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 5 4 , 8 2 2 , 5 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市武庫町 3 丁目 1 1 番 2 8 号
株式会社松善工務店
代表取締役 紺 屋 一 弘 |

(説 明)

立花北小学校管理棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>管理棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟</p> <p>延べ面積 3,746平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨ブレース工法</p> <p>北棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>延べ面積 2,497平方メートル</p> <p>主な工法 パラレル工法</p> <p>給食室棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 1階建て(渡り廊下部3階建て) 1棟</p> <p>延べ面積 240平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨ブレース工法</p> <p>耐震補強工事に伴う電気設備工事</p> <p>〃 機械設備工事</p>

議案第 69 号

訴えの提起について

災害援護資金貸付金返還請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 災害援護資金貸付金返還請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要 原告本市は、平成 7 年 5 月、被告 [REDACTED] に対して災害援護資金 100 万円の貸付けを行ったが、同被告は 5 年間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても元利償還金の一部を償還しないので、同被告を相手取り、当該元利償還金及び違約金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等 控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。

議案第70号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成25年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成25年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事務費賦課総額 | 112,000円 |
| 2 | 事務費賦課単価 | |
| | 水稻共済割 | 1キログラム当たり 0.77円 |

(説 明)

尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、本案を提出する。

議案第71号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成25年2月19日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

同

同

4 事件の概要

(1) 原告本市は、本市市営住宅及び改良住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者たる被告 [REDACTED] [REDACTED] に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは市営住宅等の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告らは滞納家賃を支払わず、また、その入居する市営住宅等を明け渡す意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び当該市営住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃（店舗にあっては、当該店舗の家賃）の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

(2) 原告本市は、滞納家賃を支払わないままその所在が判明しない市営住宅等の入居者たる被告 [REDACTED] [REDACTED] に対して、訴状の送達により市営住宅等の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該市営住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する

事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 7 2 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のとおり認定及び廃止するため、議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 2 6 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 7 9
	武庫豊町 2 丁目 1 - 6 9
市 道 第 8 2 7 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 9 5
	武庫豊町 2 丁目 1 - 1 0
市 道 第 8 2 8 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 1 1 7
	武庫豊町 2 丁目 1 - 3 4
市 道 第 8 2 9 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 9 8
	武庫豊町 2 丁目 1 - 5 7
市 道 第 8 3 0 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 7 9
	武庫豊町 2 丁目 1 - 6
市 道 第 8 3 1 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 1 0 3
	武庫豊町 2 丁目 1 - 1 2 7
市 道 第 8 3 2 号 線	武庫豊町 2 丁目 1 - 4
	武庫豊町 2 丁目 1 - 6 8
市 道 第 8 3 3 号 線	南竹谷町 3 丁目 6 - 7
	南竹谷町 3 丁目 6 - 8 1
市 道 第 8 3 4 号 線	南竹谷町 3 丁目 6 - 6
	南竹谷町 3 丁目 6 - 6 1
市 道 第 8 3 5 号 線	南竹谷町 3 丁目 6 - 4 2
	南竹谷町 3 丁目 6 - 1 0

市道第836号線	南竹谷町3丁目6-35
	南竹谷町3丁目6-83
市道第837号線	南竹谷町3丁目6-18
	南竹谷町3丁目6-25
市道第838号線	上ノ島町2丁目604-5
	上ノ島町2丁目604-5

2 廃止しようとする路線

路線名	廃止区間
東富松区画第20号線	塚口町5丁目10-4
	富松町1丁目901-5

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

- ・認定路線：市道第826号線
- 市道第827号線
- 市道第828号線
- 市道第831号線
- 市道第832号線
- 市道第833号線
- 市道第834号線
- 市道第835号線
- 市道第836号線
- 市道第837号線

道路用地の寄付採納に伴う路線

- ・認定路線：市道第829号線
- 市道第830号線

子ども広場の再整備に伴う路線

- ・認定路線：市道第838号線

他路線との重複に伴う路線

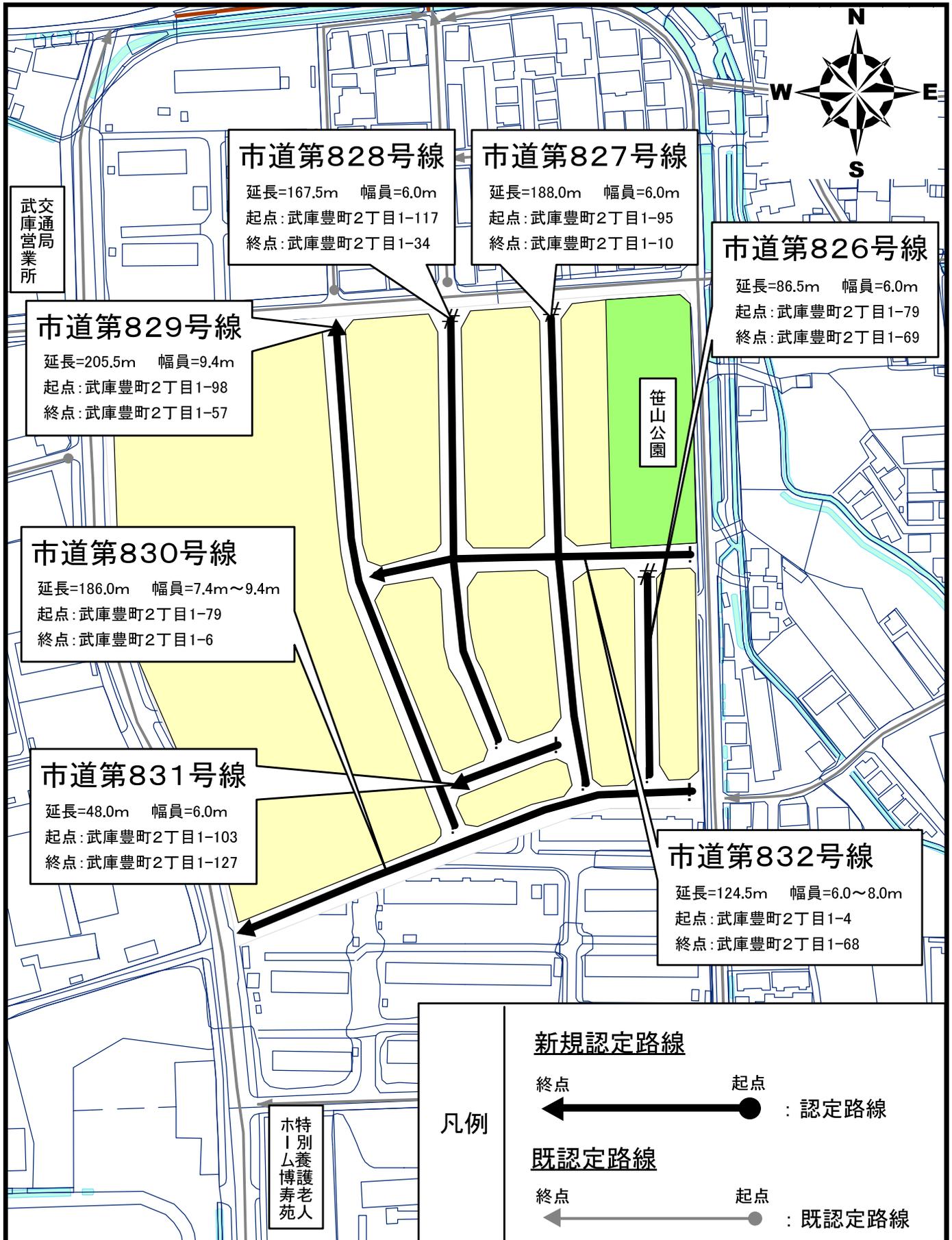
- ・廃止路線：東富松区画第20号線

以上の路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

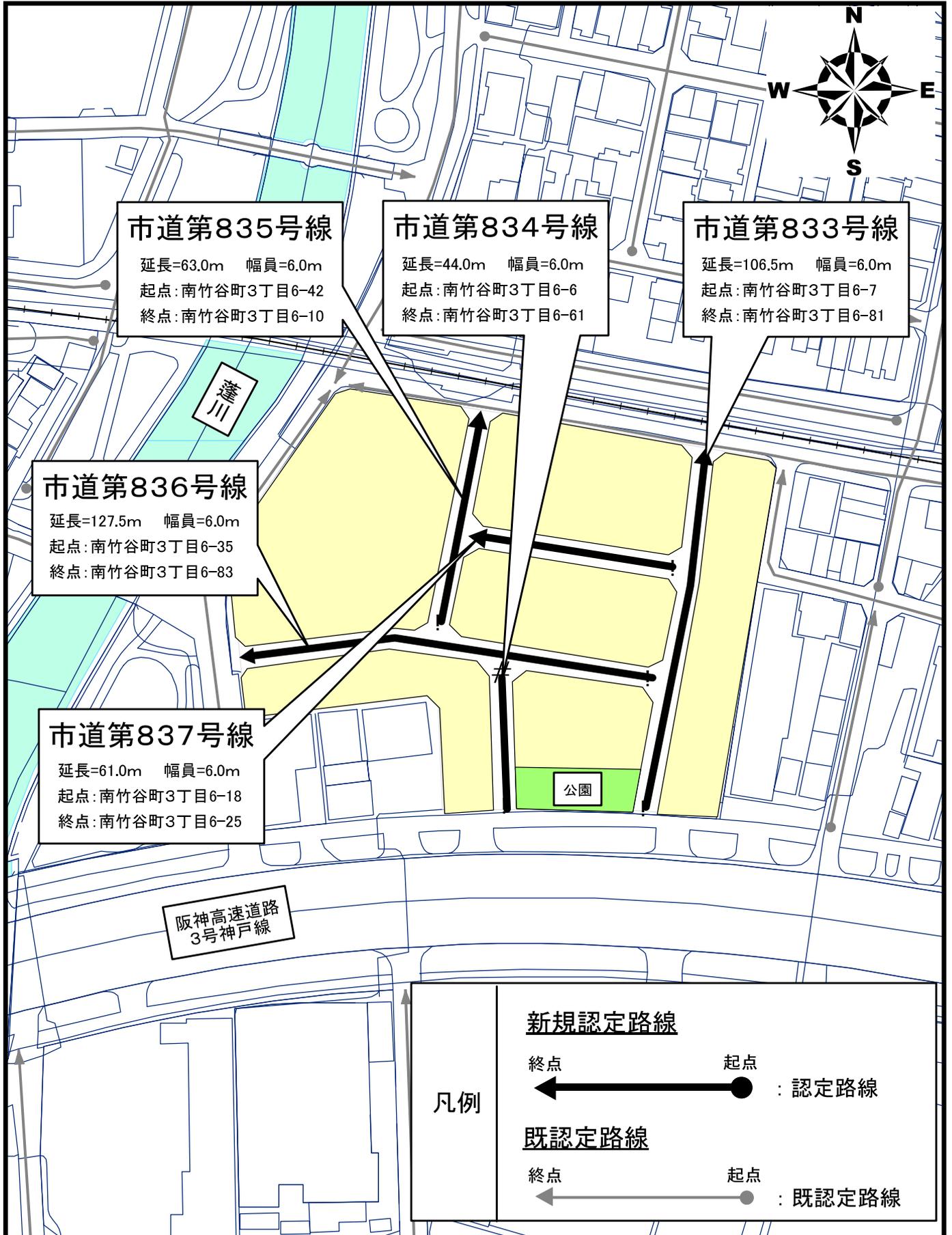
（参考）

市道路線の認定図及び廃止図（別紙）

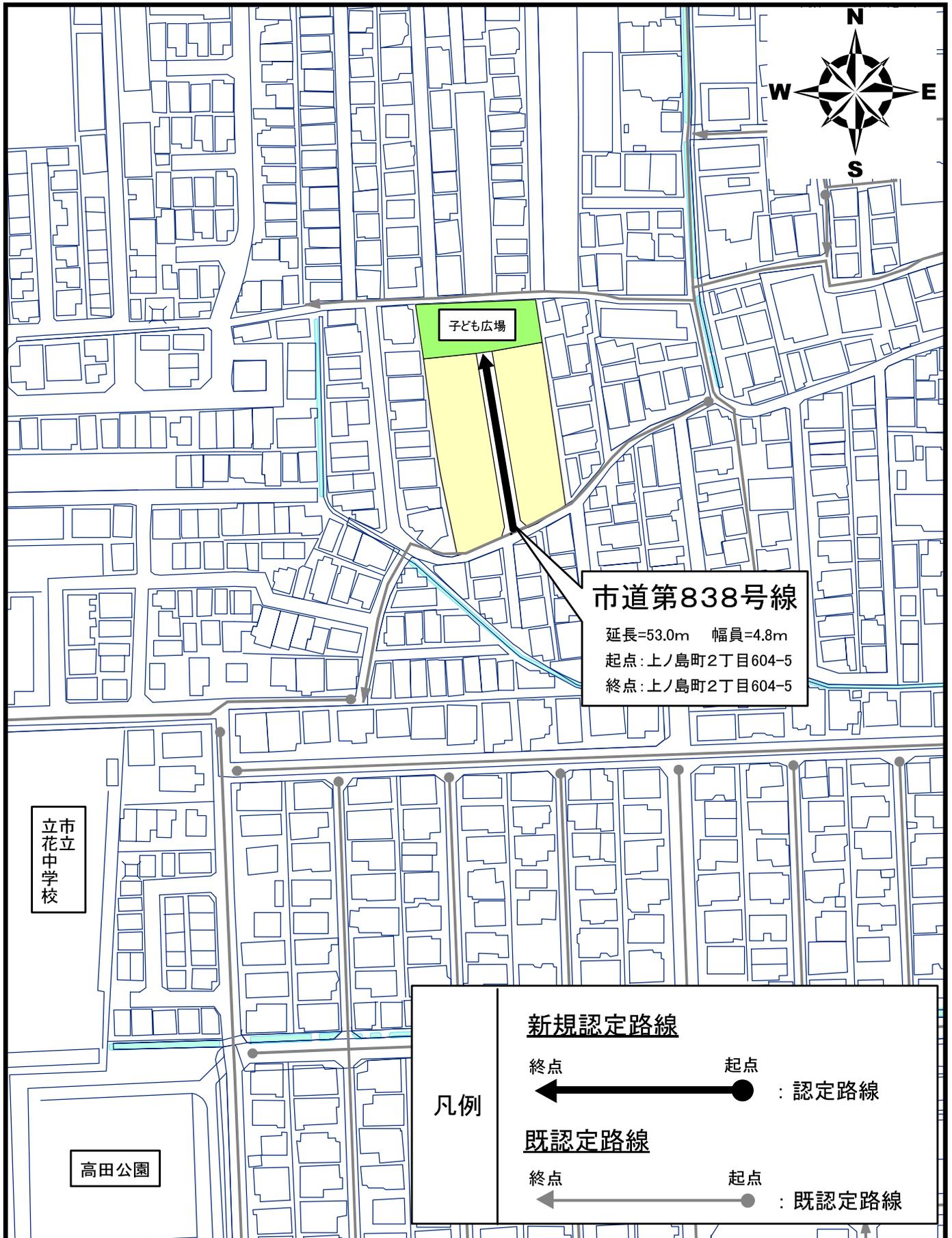
市道路線の認定図 (S=1/2000)



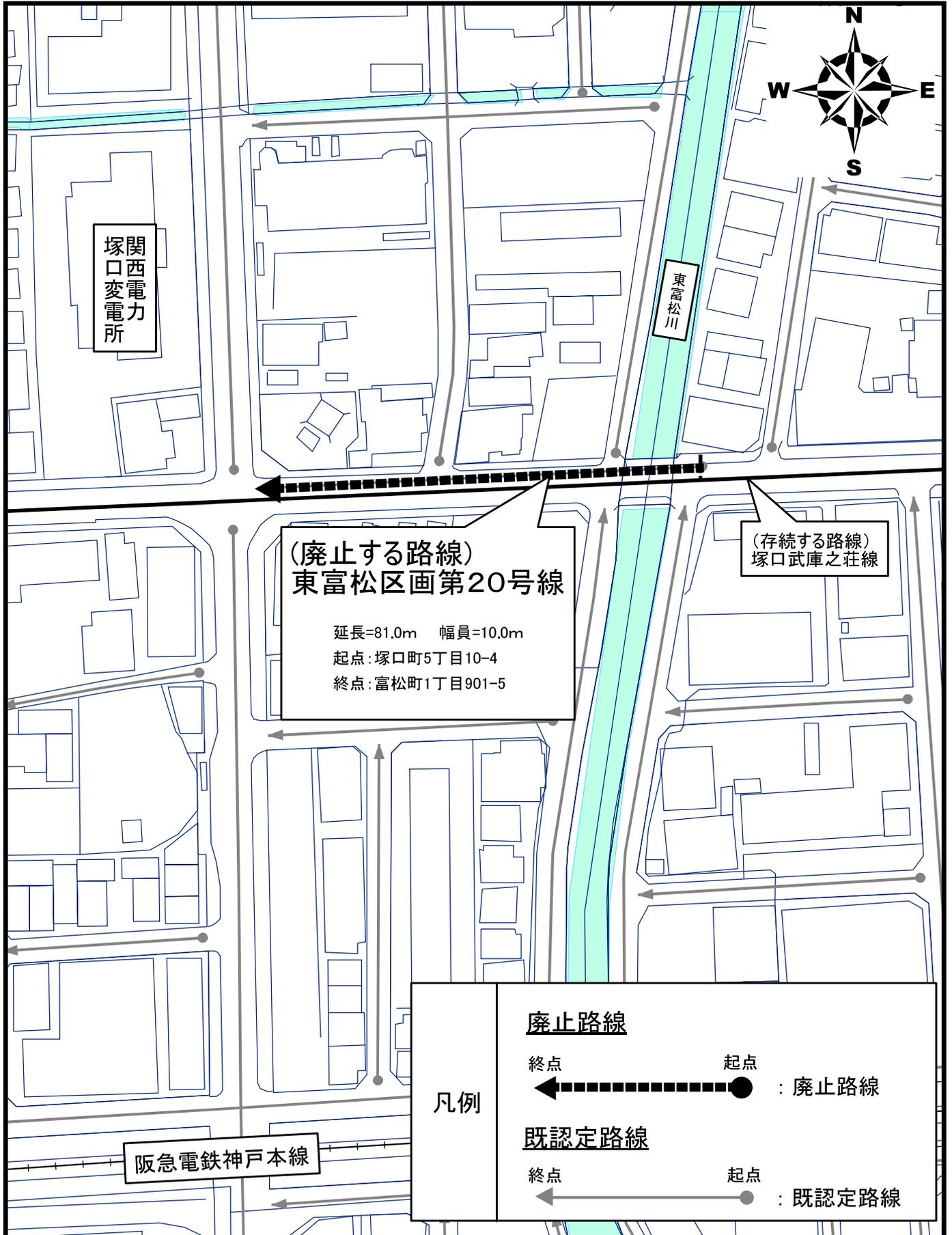
市道路線の認定図 (S=1/1500)



市道路線の認定図 (S=1/1500)



市道路線の廃止図 (S=1/1000)



議案第 7 3 号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

あらたに生じた土地の所在	面 積
尼崎市船出 1 5 番、2 0 番、2 1 番 に隣接する県有地の地先の公有水面 埋立地	6 7 , 8 7 3 . 0 9 m ²

(説 明)

公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、あらたに生じた土地を確認する必要があることから、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本案を提出する。

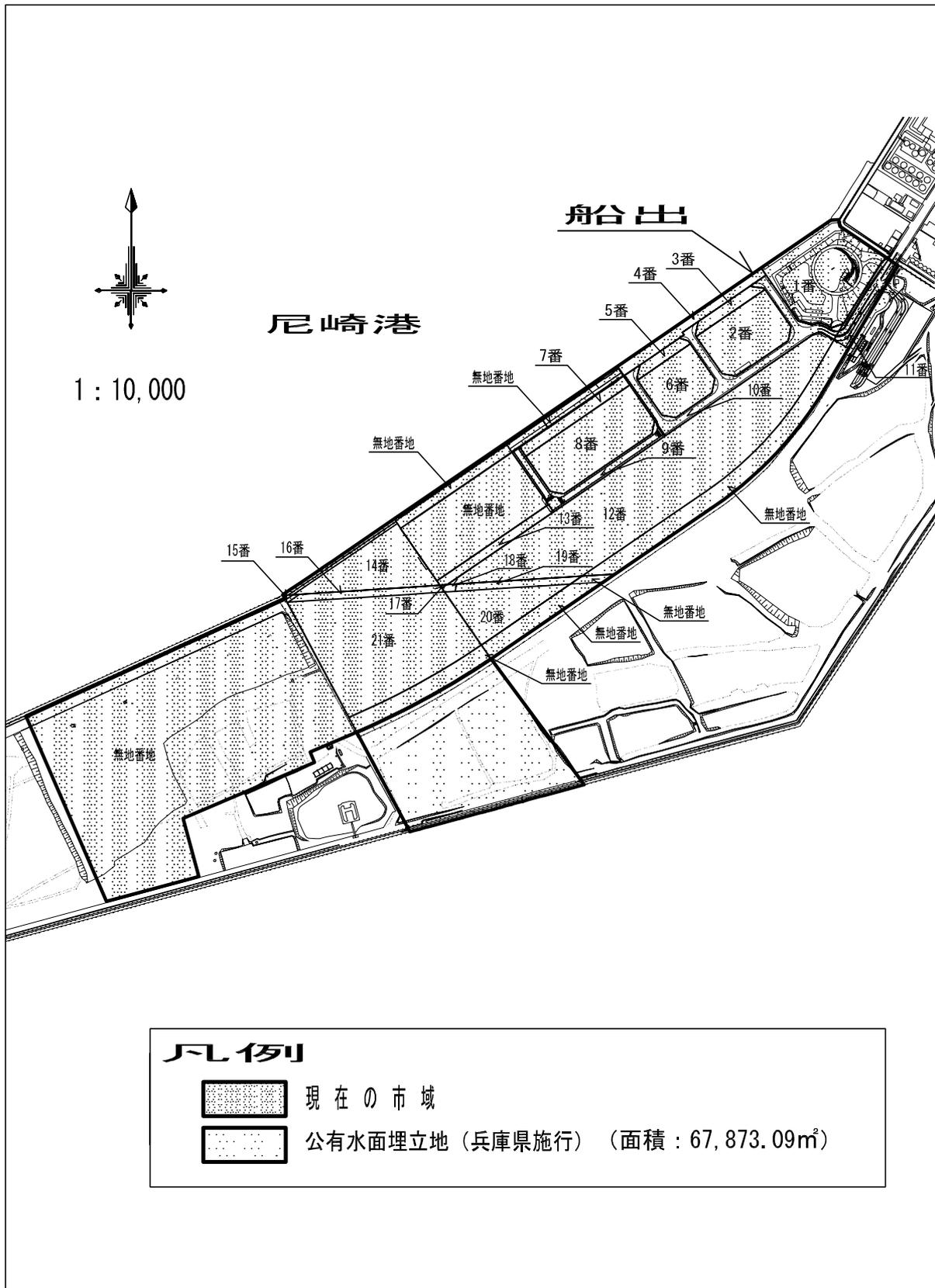
(参 考)

尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立工事のしゅん功認可の概要

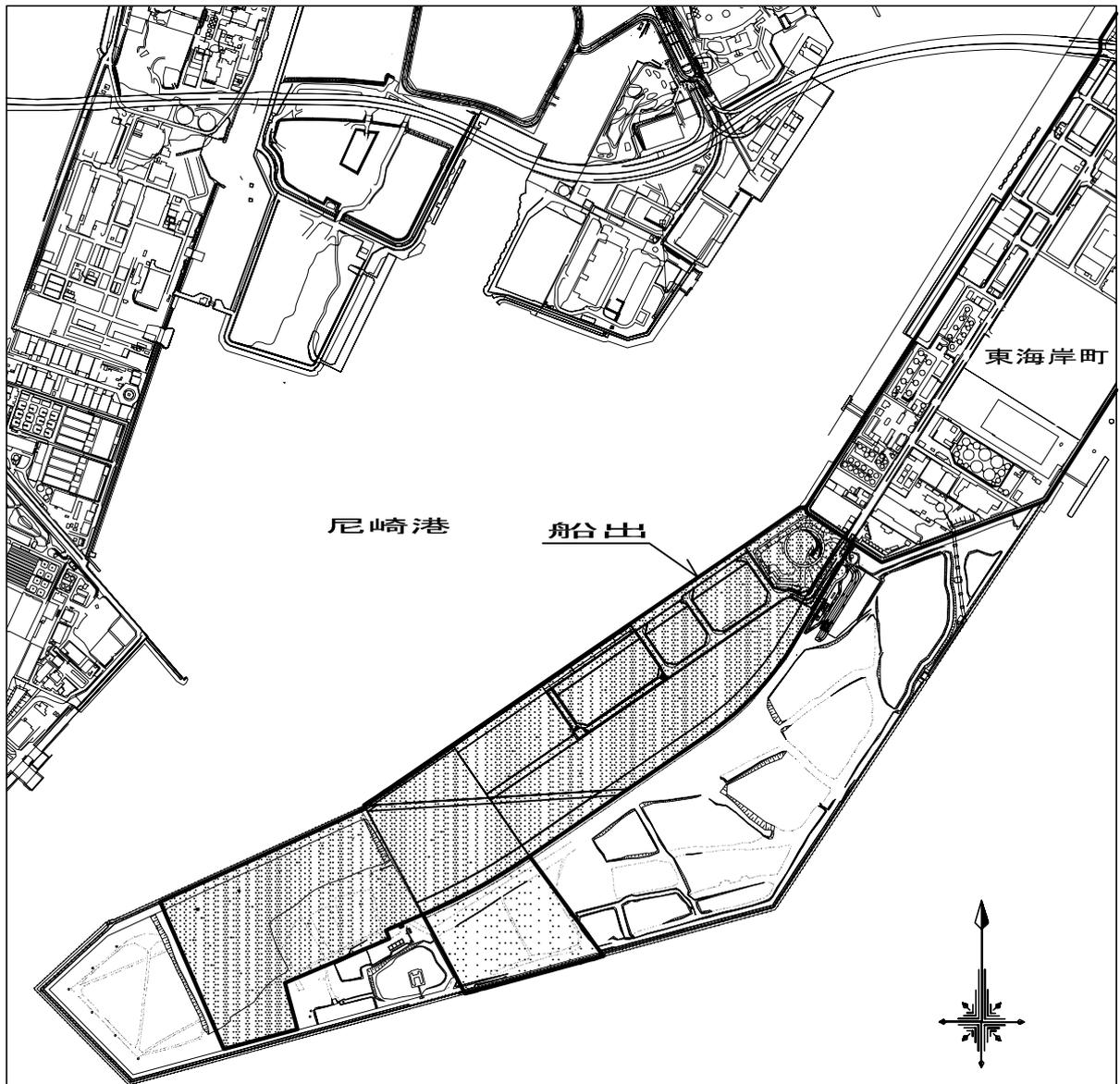
	尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立地
埋立場所又は所在地	尼崎市船出 1 5 番、 2 0 番、 2 1 番に隣接する県有地の地先の公有水面
施行者	兵庫県
しゅん功認可年月日及びしゅん功認可番号	平成 2 4 年 1 2 月 5 日 兵庫県指令港第 1 2 2 8 号の 2
あらたに生じた土地の面積	6 7 , 8 7 3 . 0 9 m ²
全体計画面積	約 1 1 3 h a
すでに市域に編入された面積	5 0 1 , 6 0 7 . 2 0 m ²

あらたに生じた土地図及び位置図 (別紙)

あらたに生じた土地図

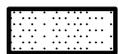


位置図

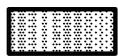


1 : 15,000

凡例



あらたに生じた土地 (面積 : 67,873.09m²)



すでに市域に編入された土地 (面積 : 501,607.20m²)

議案第 7 4 号

あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について

公有水面の埋立てによりあらたに生じた土地を、次のとおり既存の町の区域に編入するため、議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

編入する区域（あらたに生じた土地）		編入先の町
所在地	面積	
尼崎市船出 1 5 番、2 0 番、 2 1 番に隣接する県有地の 地先の公有水面埋立地	6 7 , 8 7 3 . 0 9 m ²	船出

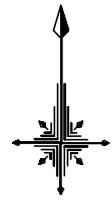
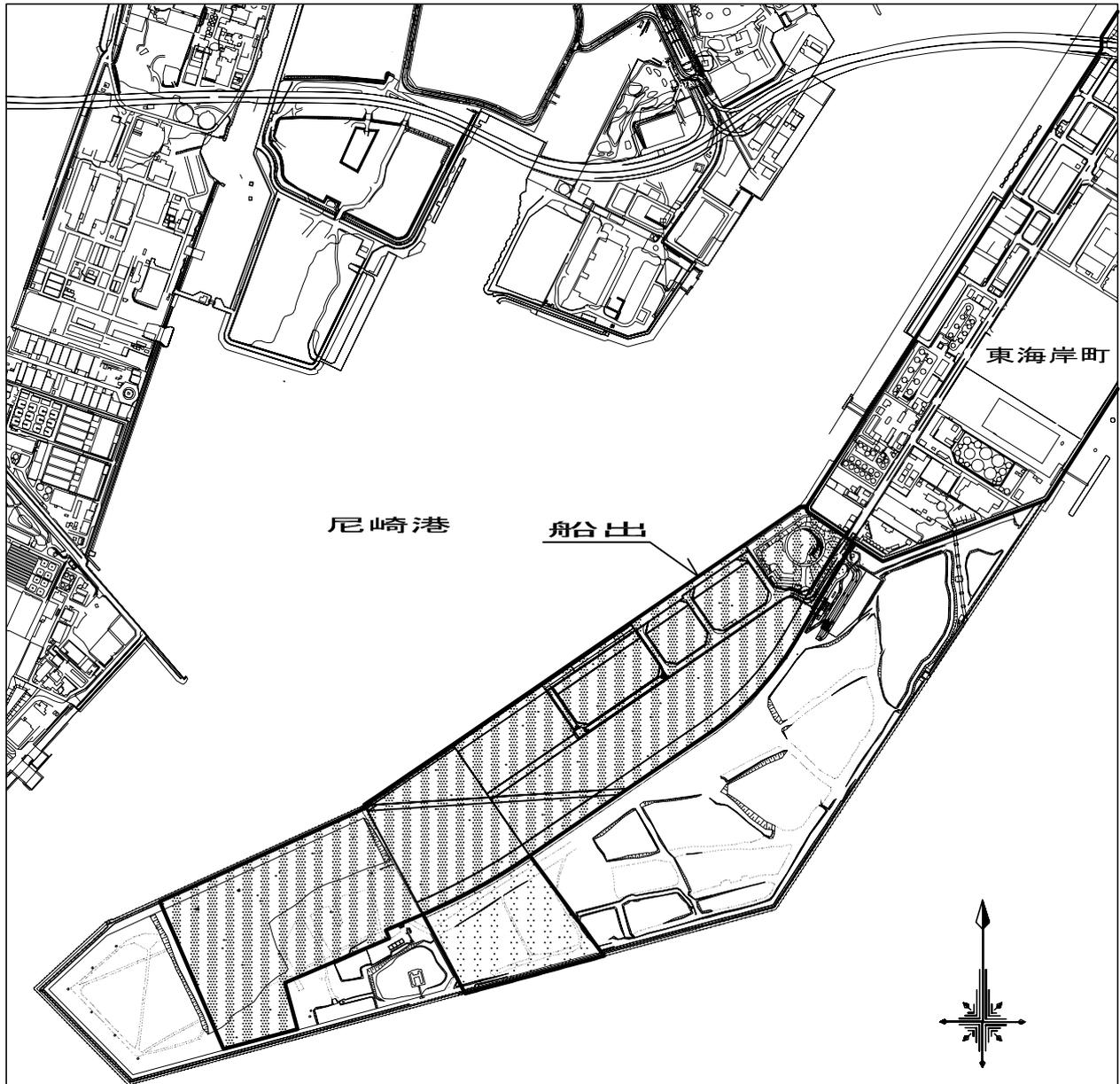
（ 説 明 ）

公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、あらたに生じた土地を既存の船出の区域に編入する必要があることから、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

（ 参 考 ）

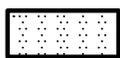
尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立工事のしゅん功認可の概要
議案第 7 3 号（あらたに生じた土地の確認について）参照
編入する地域図（別紙）

編入する地域図



1 : 15,000

凡例



既存の町に編入する区域 (面積 : 67,873.09 m^2)



すでに町に編入された区域 (面積 : 501,607.20 m^2)